

## 全員協議会会議録

---

---

1	開 会 .....	2
2	あいさつ .....	2
3	議 題 .....	2
(1)	提出議案について .....	2
①	議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第2号）について.....	2
(2)	協議事項について .....	4
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	4
(3)	報告事項について .....	5
①	報告第1号 市長の専決処分事項報告について.....	5
	専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例.....	5
②	報告第2号 市長の専決処分事項報告について.....	5
	専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例.....	5
③	報告第3号 市長の専決処分事項報告について.....	5
	専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例.....	5
④	報告第4号 市長の専決処分事項報告について.....	7
	専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	7
4	その他 .....	8
5	閉会 .....	8

日 時 令和5年4月18日(火) 午後2時00分～午後2時14分  
場 所 議場

○ 出席者

---

【 議員14人 】

- ① 石塚政行
- ② 掛下法示
- ③ 神谷靖
- ④ 中里理香
- ⑤ 高瀬由子
- ⑥ 櫻井恵二
- ⑧ 佐貫薫
- ⑨ 伊藤幹夫
- ⑩ 関由紀夫
- ⑪ 小林勇治
- ⑬ 宮本妙子
- ⑭ 石井侑男
- ⑮ 中村久信
- ⑯ 今井勝巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋藤淳一郎
- ② 副市長 三堂地陽一
- ③ 教育長 塚原延欣
- ④ 秘書広報課長 宮本典子
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高橋弘一
- ⑥ 税務課長 佐藤裕司
- ⑦ 子ども課長 高橋理子
- ⑧ 建設課長 柳田豊

※新型コロナウイルス感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星哲也
- ② 副主幹 粕谷嘉彦
- ③ 副主幹 佐藤晶昭

## 1 開 会

---

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（14：00）

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第386回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、報告事項4件及び補正予算1件の計5件であります。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

## 3 議 題

---

### (1) 提出議案について

#### ① 議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第2号）について

---

○議長 (1)提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一）

議案第1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給に係る経費の補正であります。

それでは補正予算書の1ページになります。議案第1号 令和5年度矢板

市一般会計補正予算（第2号）、以下の朗読は省略させていただきます。2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正です。上の段の歳入につきましては、15款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は3,900万円。歳入総額151億4,831万1,000円となります。下の段の歳出につきましては、3款 民生費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は3,900万円。歳出総額151億4,831万1,000円となります。

それでは詳細につきまして、予算に関する説明書のほうで説明いたします。予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。2の歳入です。15款

国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金に係る国庫補助金であります。低所得のひとり親世帯及びひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯へ児童1人当たり5万円を支給する事業の事務費と事業費の補助金であります。補助率は10分の10であります。続きまして3の歳出です。3款2項1目 児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務につきましては、給付事業に係る事務費分の経費であります。こちらは会計年度任用職員1名分の人件費のほか、周知用チラシの印刷やシステム改修費用等を事務的経費であります。次の2目の児童措置費、こちらは児童1人当たり5万円を支給する経費になります。扶助費といたしまして、710人、435世帯分を見込んでおります。続きまして次のページ、6ページ、7ページになります。給与費明細書です。給付事業にかかる職員の時間外勤務手当と、会計年度を任用職員1名分の報酬、手当等になります。内容につきましては記載のとおりであります。

簡単ですが、説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

---

---

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

---

○議長 (2)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 (佐貫薫) 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

第386回随時会議の議会運営については、本日、午後1時30分から第2委員会室において、議会運営委員会を開催し協議いたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について、慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は、本日、1日と決定いたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

---

① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について

専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について

専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長 次に、(3)報告事項について、①から③までについて、一括説明を求めます。

○税務課長（佐藤裕司） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号について御説明いたします。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましては、市長の専決処分事項報告についてでございます。専決第2号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第3号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第4号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

令和5年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行されるものの改正でございます。改正の概要につきましては、3月の全員協議会において御報告申し上げたところでございます。

報告事項の1ページを御覧ください。

（報告事項1ページを朗読）

次のページになります。専決第2号 専決処分書。以下、朗読は割愛させていただきます。次のページ、矢板市市税条例の一部を改正する条例について改正内容の説明をさせていただきます。

主な改正について申し上げます。3ページから10ページの本則の改正は、

地方税法施行規則の様式の新設に伴う改正でございます。続きまして 10 ページ、附則第 6 条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例についての規定でございます。当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する適用期限を令和 6 年度から令和 9 年度に延長する改正でございます。次に 15 ページ、附則 13 条の 2 の改正は、軽自動車税の環境性能割を、臨時的軽減措置として非課税としておりましたが、この規定を削除する改正でございます。次に 17 ページ、附則 13 条の 6 第 3 項の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率を臨時的軽減措置として緩和しておりましたが、この規定を削除する改正でございます。同じく 17 ページ、附則第 14 条の改正は、軽自動車税種別割のグリーン化特例について、特例の期限を 3 年間、25%軽減対象については 2 年間延長する改正でございます。次に 25 ページ、附則第 15 条の 2 の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる市民税の課税の特例の適用期限を、令和 5 年度から令和 8 年度に延長する改正でございます。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正による引用条文の項ずれによる改正となっております。

施行期日は令和 5 年 4 月 1 日。経過措置につきましては、27 ページ、附則に記載のとおりでございます。

続きまして、29 ページになります。

(報告事項 29 ページを朗読)

次のページになります。専決第 3 号 専決処分書。以下、朗読は割愛させていただきます。次のページ、矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。この改正は法附則第 15 条各項の引用条文の項ずれに伴う改正でございます。

施行期日は令和5年4月1日。経過措置につきましては、32 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、34 ページになります。

(報告事項 34 ページを朗読)

次のページになります。専決第4号 専決処分書。以下、朗読は割愛させていただきまして、次のページ、矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げるほか、均等割額と平等割額を軽減する制度における軽減判定所得を算定する際の被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減基準額は29万円に、2割軽減基準額では53万5,000円にそれぞれ引き上げる改正でございます。

施行期日は令和5年4月1日。適用区分につきましては、40 ページに記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議長 他にございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 報告第4号 市長の専決処分事項報告について  
専決第5号 損害賠償の額の決定及び和解について

---

○議長 次に、④について説明を求めます。

○建設課長(柳田豊) 報告第4号 市長の専決処分事項に報告についてでございます。

この件につきましては、認定外道路にて発生した車両事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより、報告するも



のであります。

報告事項の 42 ページを御覧ください。

(報告事項 42 ページを朗読)

専決第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、本件は令和 5 年 1 月 28 日に、矢板市扇町 2 丁目地先の認定外道路上におきまして、乗用車が通過した際に、グレーチングはね上がりの車両破損事故に対するもので、損害賠償額 24 万 5,492 円として、令和 5 年 4 月 5 日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### 4 その他

---

○議長 その他についてほかに何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### 5 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

( 1 4 : 1 4 )

令和 年 月 日

議長